○国土交通省告示第四百三十四号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第三十一条第二号の規定に基づき、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第三十一条第二号の国土交通大臣が定める場合は、次のとおりとする。

一　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関に対して、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十四条第一項に規定する評価（以下単に「評価」という。）の申請を自ら行った場合又は代理人として評価の申請を行った場合

二　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関に対する評価の申請に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合

イ　設計に関する業務

ロ　販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

ハ　建設工事に関する業務

ニ　工事監理に関する業務

三　その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが登録建築物エネルギー消費性能評価機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価の業務を行う場合に限る。）

イ　当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関に対する評価の申請を自ら行った場合又は代理人として評価の申請を行った場合

ロ　当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関に対する評価の申請に係る建築物について第二号のイからニまでのいずれかに掲げる業務を行った場合

四　第一号から前号までに掲げる場合に準ずる場合であって、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十五号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）附則第五条第一項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の規定に基づき、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五条第一項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の鉄道施設等の整備を定める告示を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五条第一項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の鉄道施設等の整備を定める告示

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五条第一項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の鉄道施設等の整備は、北海道旅客鉄道株式会社が国土交通省に報告した「安全投資と修繕に関する5年間の計画」又は四国旅客鉄道株式会社が国土交通省に報告した「安全投資・修繕5カ年計画」に基づきそれぞれ行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であって、平成二十七年六月の国土交通大臣発表に基づく追加的支援措置を活用して行うものとする。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十六号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第九条第三項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第一号の規定に基づき、標準運送約款及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

標準運送約款及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

（標準運送約款の一部改正）

第一条　標準運送約款（昭和六十一年運輸省告示第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

旅客運送の部第二条第二項中「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部及び同法第83条」を「、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項」に、「修学」を「就学」に改める。

同部第三条第二項(2)ウ及び第六条第三項(2)中「修学」を「就学」に改める。

（登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部改正）

第二条　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改める。

別表第一入学資格の欄中「これに準ずる学校」を「義務教育学校」に改め、「小学校を卒業した者」の下に「又はこれと同等と認められた者」を加える。

附　則

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第四百三十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年二月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4880号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ―5220型	高階救命器具株式会社	締め具を変更
第5034号	〃	ＴＫ―4320型	〃	〃
第5035号	〃	ＴＫ―5320型	〃	〃
第5303号	〃	ＤＦ―ＷＡ01型	〃	〃

○国土交通省告示第四百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

別表の八の項業務区域欄中「青森県」の下に「、岩手県」を、「秋田県」の下に「、山形県」を、「埼玉県」の下に「、千葉県」を加え、「東京都及び神奈川県の全域」を「東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十七年六月一日」を「平成二十八年二月十日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十九年五月十七日」を「五年間」に改め、別表に次のように加える。